

6. コーポレート・ガバナンス

◆ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の信頼を確保し、企業の社会的責任を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の最重要課題のひとつであると考えています。この考えの下、事業環境や市場の変化に迅速かつ柔軟に対応して業績向上に努めていくとともに、経営の効率性・透明性を維持・向上させるため、次の基本方針に基づき、経営に対する監督機能や内部統制体制の強化等に取り組み、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

【基本方針】

- (1)株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保することに努める。
- (2)ステークホルダー(株主・顧客・従業員・地域社会等)の権利や立場を尊重し、適切に協働することに努める。
- (3)会社情報を適時・適切に開示し、透明性・公正性を確保することに努める。
- (4)株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえて、取締役会等の役割・責務を適切に果たすことに努める。
- (5)株主との間で建設的な対話を行うことに努める。

◆ コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、社外取締役2名を含む取締役8名から構成される取締役会、社外監査役2名を含む監査役4名から構成される監査役会を置く監査役会設置会社です。

取締役会において、重要事項に関する意思決定等を行い、取締役の業務執行に対する監督を行っており、重要事項に関しては、取締役会の開催前に十分な事前協議を行うために、経営会議を開催しています。なお、任意の仕組みとして、経営陣の選任・解任・報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とした人事・報酬諮問委員会(委員3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とする任意の諮問委員会)を設置しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することで、業務執行体制の強化を図り、経営の効率性を追求しています。

7. 内部統制体制

◆ リスクマネジメント

当社は、社長が指名する担当役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、同委員会を中心として、リスク管理活動を推進しています。同委員会では、毎年、当社の事業活動に重大な影響を与える「重大リスク」とその対応責任部署を定め、対応方針と対策を決定して「重大リスク」への対応活動を推進するとともにその進捗状況と有効性を審議(年2回)することによって、リスク管理活動の継続的な改善を図っています。さらに、委員会の都度、取締役会に報告し、取締役会の指示事項をリスク管理活動に反映させています。

◆ コンプライアンス

当社は以下の体制により、当社グループにおけるコンプライアンスに関する問題の発生防止並びに早期発見・自主的解決を図るようにしています。

- ・法令・定款を遵守した行動をとることを示す指針として「三ツ星ベルトグループ行動基準」を制定し、当社グループの役員及び従業員に対してその周知徹底を図っています。
- ・社長が指名する担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、同委員会を中心として、コンプライアンス活動を推進しています。同委員会では、毎年、当社の事業活動に重大な影響を与える「重大コンプライアンスリスク」とその対応責任部署を定め、対応方針と対策を決定して「重大コンプライアンスリスク」への対応活動を推進するとともにその進捗状況と有効性を審議(年2回)することによって、コンプライアンス活動の継続的な改善を図っています。さらに、委員会の都度、取締役会に報告し、取締役会の指示事項をコンプライアンス活動に反映させています。
- ・さらに国内については、法令・定款違反またはそのおそれ等に関する情報提供を受け付ける内部通報窓口を社外の弁護士事務所に設置するとともに、情報提供者に対して不利益な取扱いをしてはならない旨の規程を定め、周知徹底を図っています。